

審査事務規程改正（案） 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>1 - 3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>～ 23 （略）</p> <p><u>24</u> 「<u>並行輸入自動車</u>」とは、本邦に輸入された自動車のうち、<u>指定自動車等以外のものをいう。</u></p> <p><u>25</u> 「<u>三輪自動車</u>」とは、3 個の車輪を備える自動車であって、<u>26</u>のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>26</u> 「<u>側車付二輪自動車</u>」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ （略）</p> <p><u>27</u> 「<u>車両中心線</u>」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。 ア・イ （略）</p> <p>ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（<u>26</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。）にあっては、前後車輪（側車付二輪自動車の側車輪を除く。）のタイヤ接地部中心点を通る直線</p> <p>エ <u>26</u>イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線</p> <p>オ （略）</p> <p><u>28</u> ～ <u>30</u> （略）</p> <p><u>31</u> 「<u>四輪以上の自動車</u>」とは、4 個以上の車輪を備える自動車であって、<u>26</u>アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>32</u> ～ <u>37</u> （略）</p> <p><u>38</u> 「<u>車両識別番号（VIN）</u>」とは、ISO 規格（ISO 3779）等に基づき個々の車両を識別する目的で、ローマ字又は数字を組み合わせて表示する 17 桁の番号をいう。</p> | <p>1 - 3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>～ 23 （略）</p> <p><u>24</u> 「<u>三輪自動車</u>」とは、3 個の車輪を備える自動車であって、<u>26</u>のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>25</u> 「<u>側車付二輪自動車</u>」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ （略）</p> <p><u>26</u> 「<u>車両中心線</u>」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。 ア・イ （略）</p> <p>ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（<u>25</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。）にあっては、前後車輪（側車付二輪自動車の側車輪を除く。）のタイヤ接地部中心点を通る直線</p> <p>エ <u>25</u>イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線</p> <p>オ （略）</p> <p><u>27</u> ～ <u>29</u> （略）</p> <p><u>30</u> 「<u>四輪以上の自動車</u>」とは、4 個以上の車輪を備える自動車であって、<u>25</u>アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>31</u> ～ <u>36</u> （略）</p> |

2 - 5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作日、発行日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア (略)

イ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書(自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。)の発行日

ウ (略)エ 輸入自動車であって、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作日

(ア) 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関(アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。)の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

(イ)~(エ) (略)

オ (略)

カ 輸入自動車であつて、米国連邦自動車安全基準(FMVSS)又はカナダ自動車安全基準(CMVSS)に適合している旨のラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日

キ (略)

ク 昭和47年以前に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であつて、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあつては、その

2 - 5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作日、発行日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア (略)

イ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書の発行日

ウ (略)

エ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作日

(ア) 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関(アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人)の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

(イ)~(エ) (略)

オ (略)

カ 輸入自動車であつて、米国連邦自動車安全基準に適合している旨のラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日

キ (略)

製作年の末日

2 - 13 並行輸入自動車

- (1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2 - 13 において「新規検査等」という。）の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 2「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。
- (2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者（以下 2 - 13 において「届出者」という。）は、新規検査等に先立って新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長（以下 2 - 13 において「事務所長等」という。）に対し、別添 2「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより、届出書及び添付資料を並行輸入自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。
- (3) 届出者は、(2)の届出書及び添付資料の取り下げを行う場合には、届出書及び添付資料を提出した事務所長等に対し、別添 2「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取り下げ願出書を提出するものとする。
- (4) 並行輸入自動車の新規検査等に係る審査は、(2)の届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したのものについて実施するものとする。
- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

3 - 3 4 車名欄及び型式欄

検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。

～ （略）

別添 2「並行輸入自動車審査要領」に基づき提出された資料を参考に

2 - 13 並行輸入自動車

外国等において製作された自動車であって本邦に輸入された自動車のうち、指定自動車等以外の自動車（以下「並行輸入自動車」という。）の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 2「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

3 - 3 4 車名欄及び型式欄

検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。

～ （略）

別添 2「並行輸入自動車審査要領」に基づき提出された資料を参考に

検査された自動車であって、同要領でいう指定自動車等と同一又は類似として判断した自動車にあつては、その指定自動車等の車名及び型式(型式については、指定自動車等の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「 - 」を付すものとする。)

(略)

検査された自動車であって、同要領でいう届出車と同一又は関連有りとして判断した自動車にあつては、その届出車の車名及び型式(型式については、届出車の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「 - 」を付すものとする。)ただし、届出車と関連ありと判断した自動車であつて、原動機の型式が異なる場合でその届出車の型式が原動機の識別記号を含んでいる場合には、当該識別記号を搭載されている原動機の識別記号に置き換えて記載する。

(略)

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

| 記載を要する自動車 | 記載事項 | 記載例 |
|---|---|---|
| 15. 並行輸入自動車 | <u>製作年月日</u> <u>原動機型式打刻位置</u> <u>原動機の最高出力時の回転数</u> | <u>製作年月日</u> 平成7年10月8日 <u>原動機型式打刻位置</u> シリンダブロック上面 左側前部 <u>原動機最高出力時回転数</u> 9,000rpm |
| <u>15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの</u> (1) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの</u> (2) <u>二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの</u> (3) <u>別添1「改造自動車審査要領」3.(1)から(9)までに該当する改造により、装置が変更されているもの</u> | <u>規制の対象となる排出ガス規制の適合年</u> <u>規制の対象となる排出ガス規制の適合年</u> <u>変更された装置名</u> | <u>12年排出ガス規制適合</u> <u>11年排出ガス規制適合車</u> <u>変更内容 緩衝装置</u> |

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

| 記載を要する自動車 | 記載事項 | 記載例 |
|---|-------------------------|---|
| 15. 並行輸入自動車等であって、製作年月を初度登録年月で判定することが困難なもの | <u>排出ガス規制の適合年又は製作年月</u> | <u>53年度排出ガス規制適合</u> <u>製作年月</u> 平成7年10月 |

| | | | |
|--|---------------------------------------|------------------|--|
| <p>(4) 二輪自動車又は側車付 二輪自動車であって、後 輪にはねその他の緩衝 装置を備えていないも の。</p> | <p>後輪ばねその他の 緩衝装置を備えて いない旨</p> | <p>後輪 緩衝装置なし</p> | |
|--|---------------------------------------|------------------|--|

| | |
|--|--|
| <p>3 - 4 - 5 保留</p> <p>2 - 3 (1)、2 - 7 及び 2 - 13(5)の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合には、その理由又は 2 - 3 (1)の該当する番号のいずれかを検査票 1 又は検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。</p> <p>なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。</p> | <p>3 - 4 - 5 保留</p> <p>2 - 3 (1)及び 2 - 7 の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合には、その理由又は 2 - 3 (1)の該当する番号のいずれかを検査票 1 又は検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。</p> <p>なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。</p> |
|--|--|

4 - 103 最大積載量

(1) 略

(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第81条第2項第1号関係、細目告示第159条第2項第1号関係)

略

乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、アによるほか、次により行うものとする。

ア 略

イ 米国連邦自動車安全基準又はカナダ自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている自動車にあっては、当該許容限度(最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。)を超えない範囲で指定する。

ウからオ 略

4 - 103 最大積載量

(1) 略

(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第81条第2項第1号関係、細目告示第159条第2項第1号関係)

略

乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、アによるほか、次により行うものとする。

ア 略

イ 米国連邦自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されてる自動車にあっては、当該許容限度(最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。)を超えない範囲で指定する。

ウからオ 略